

議案第78号

財産を無償で譲渡すること（県営住宅行徳団地敷地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片山善博

1 財産の内容

種類	所在地	数量
土地	鳥取市行徳三丁目812番	3.10平方メートル

2 相手方

鳥取市尚徳町116番地

鳥取市

3 理由

県営住宅行徳団地敷地の一部を、入居者等が利用する市道交差点の交通安全上必要なすみ切り部分として、公衆の利用に供されている実態に即し、鳥取市に無償で譲渡し、市道として管理させようとするものである。